



令和元年 6 月 6 日

株 主 各 位

会社名 澤田ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 上原 悦人
(コード 8699 JASDAQ)
問合せ先 取締役 三嶋 義明
TEL 03-4560-0398(代表)

招集通知記載事項の一部修正について

当社の「第 62 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。
なお、修正箇所には下線を付しております。

記

【修正箇所】

33 ページ 連結注記表 「VI. 重要な後発事象に関する注記」

(修正前)

VI. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成31年3月1日より株式会社エイチ・アイ・エス（以下「公開買付者」という。）が実施した、九州産業交通ホールディングス株式会社（以下「対象者」という。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に対し、当社が保有する対象者株式の全てを応募いたしました。

本公開買付けは成立し、本公開買付けの決済の開始日である平成31年4月5日をもって当社が応募した対象者株式を公開買付者に譲渡いたしました。

譲渡株式数 5,935,200株

譲渡価額 794 百万円

(修正後)

VI. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成31年3月1日より株式会社エイチ・アイ・エス（以下「公開買付者」という。）が実施した、九州産業交通ホールディングス株式会社（以下「対象者」という。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に対し、当社が保有する対象者株式の全てを応募いたしました。

本公開買付けは成立し、本公開買付けの決済の開始日である平成31年4月5日をもって当社が応募した対象者株式を公開買付者に譲渡いたしました。

譲渡株式数 1,044,900株

譲渡価額 794 百万円

【訂正箇所】

41 ページ 個別注記表 「Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記」

(修正前)

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成31年3月1日より株式会社エイチ・アイ・エス（以下「公開買付者」という。）が実施した、九州産業交通ホールディングス株式会社（以下「対象者」という。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に対し、当社が保有する対象者株式の全てを応募いたしました。

本公開買付けは成立し、本公開買付けの決済の開始日である平成31年4月5日をもって当社が応募した対象者株式を公開買付者に譲渡いたしました。

譲渡株式数 5,935,200株

譲渡価額 794 百万円

(修正後)

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成31年3月1日より株式会社エイチ・アイ・エス（以下「公開買付者」という。）が実施した、九州産業交通ホールディングス株式会社（以下「対象者」という。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に対し、当社が保有する対象者株式の全てを応募いたしました。

本公開買付けは成立し、本公開買付けの決済の開始日である平成31年4月5日をもって当社が応募した対象者株式を公開買付者に譲渡いたしました。

譲渡株式数 1,044,900株

譲渡価額 794 百万円

【訂正箇所】

44 ページ 監査役会の監査報告書

(修正前)

監 査 報 告 書

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び

有限責任R S M清和監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(修正後)

監 査 報 告 書

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びR S M清和監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上